



市民の声を市政に反映

# 杉森 ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行

642・643号 2017年1月1日

〒300-1235 牛久市刈谷町 1-41-8

TEL・Fax : 870-0335

携帯 : 090-5587-7693

Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

牛久でも児童への影響大

## 牛久市の保育士不足

### 第4回定例会一般質問 Ⅲ

杉森議員は第4回定例会で、保育士の処遇改善について一般質問した。今号ではその⑤のAを掲載する。

### 公立6名 民間21名不足

【杉森議員の質問】牛久市内では、園児の数あるいは定員に対し、保育士の数が不足している保育園はあるでしょうか。そして、保育士の不足数の総数、1園当たりの平均不足数を聞きます。

【保健福祉部長の答弁】保育士不足の状況ですが、公立保育園では、現在、フルタイム保育士1名、短時間勤務の保育士5名の計6名の保育士が不足しています。

広報うしく、市ホームページ、ハローワーク等で募集していますが、すぐには採用できない状況です。

民間保育園においても、市内保育施設13回のうち9園で保育士を募集しています。このうち保育士不足により園児の受け入れを制限している保育園は現在4園あり、不足している保育士は21名で、1園当たり平均5名という状況です。

謹賀新年

### 政治を変えよう

安倍政権は2016年、「駆け付け警護」を付与した自衛隊を南スーダンに派遣し、日本を交戦主体として戦争に巻き込み、自衛隊だけでなく国民全体を攻撃の危険にさらしています。

さらに中央構造線を初めとする地震活動が活性化している中で、川内・伊方などの原発再稼働を強行し、福島第二原発事故の過ちを繰り返そうとしています。

沖縄辺野古新基地・高江ヘリパッド基地建設、朝鮮学校への補助金打ち切りなど、差別と分断の政治を強めています。

格差の拡大も深刻です。働くひとり親世帯の貧困率は54%、13万人以上の大学卒業生が奨学金の返還を3か月以上延滞しています

2017年は、衆院解散も予断を許しません。野党が力を合わせ、野党と市民が力を合わせて、政治を大きく変えましょう。

### 児童の制限人数は101名

保育士不足による年齢別制限人数は、0歳児36名、1歳児13名、2歳児12名、3歳児9名、4歳児19名、5歳児12名の101名です。

【杉森議員の質問】市内の保育士不足による保育園の待機児童数の状況を聞きます。

【保健福祉部長の答弁】11月1日現在の待機児童は83名おり、特定の保育園を希望する等の私的理由による待機者を除く国の統計基準に基づく人数では80名となっています。

昨年度同時期の20名と比べて4倍に、実数では昨年度同期の34名から83名と2.4倍となっています。



牛久市ホームページより

原因としては、保育士不足による受け入れ制限が上げられます。この制限が無ければ、国の統計基準の待機児童は19名となります。

## 牛久でも劣悪な労働条件

**【杉森議員の質問】**市内の保育園では、保育士の労働条件はどのような状況でしょうか。平均給与、一時金、退職金、月間労働時間、不払い残業などお聞かせください。

**【保健福祉部長の答弁】**市内施設の保育士の採用時の給与については、**常勤職員**では、公立保育園が176,700円、市社協運営の保育園では165,000円、その他民間保育園等では平均165,800円で、**非常勤のフルタイム**勤務者では、公立保育園が151,000円、市社協運営の保育園では160,000円、その他民間保育園等では平均154,100円となっております。

賞与等の**一時金**の支払いは、常勤職員では全ての園で支払いがありますが、非常勤職員では、市社協運営の保育園では嘱託職員のみでの支払いで、公立を含めその他ほとんどの園では支払われておりません。

**退職金**についても、常勤職員は制度がありますが、非常勤職員についてはほとんどの園で制度が無いという状況です。

一月当たりの**労働時間**は、常勤職員では公立保育園は156時間、市社協運営とその他民間保育園等では、常勤職員は160時間から168時間程度となっています。非常勤職員については、シフト体制で勤務しており、常勤職員と同様に勤務する者から、2、3時間の短時間勤務者まで様々な時間で職員が勤務しております。公立保育園の場合、一目当たり7.5時間勤務の者や朝・夕の2時間のみ勤務の者がおります。

最後に時間外労働に対する支給に当たっての額や時間の上限等の制限を設定している施設はありません。

(つづく)



## 過労死撲滅の意見書を兵庫で採択

「過労死・過労自殺を撲滅するための労働基準法改正等を求める意見書」が兵庫県議会において12月15日、全会派一致で採択されました。意見書の内容は以下の通りです。

過労死・過労自殺が、大きな社会問題となり、深刻さを増している。

厚生労働省が取りまとめた「過労死等防止対策白書」によると、2015年度に全国で過労死により労災認定された人は96人、過労自殺（未遂を含む。）により労災認定された人は93人と過労死・過労自殺を合わせた認定件数は200件前後、兵庫県内でも過労死が2人、過労自殺が7人と合わせて10人前後となっている。

また、2015年度の全国の過労死96人中89人、過労自殺93人中62人が、月80時間以上の時間外労働を行っており、長時間労働が過労死・過労自殺の大きな要因であることが明瞭である。

労働基準法に基づき厚生労働大臣が定める「時間外労働の限度に関する基準」には1カ月の時間外労働の上限は45時間という規定はあるものの、労使間で特別条項付き36協定が結ばれると、事実上、上限なく働かせることが可能である。

特に月間80時間を超える時間外労働は、厚生労働省の基準では過労死に関わるとされているにもかかわらず、それ以上の時間で労使協定を結ばれていたとしても何の罰則も存在しないことから、過労死・過労自殺対策として実効性が乏しい。

よって、国におかれては、いまだゼロとならない過労死・過労自殺撲滅に向け、以下の内容を盛り込んだ労働基準法の改正等の措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 特別条項付き36協定における時間外労働時間の上限を定めること。
- 2 次の勤務時間まで一定の休息時間を設ける「インターバル規制」を新たに導入すること。
- 3 法令に違反して長時間労働をさせた雇用者に対する罰則を強化すること。
- 4 労働基準監督署の職員を適正配置するなど、より厳格な取り締まりを行うための体制を整備すること。